

いじめ防止等対策の取り組みについて

明石工業高等専門学校

| | 項目 | 自己評価 | 改善のための措置 | 改善時期 |
|----|---|--|--|--------|
| 1 | 機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実にされるよう意識啓発を行った。 | 教職員を対象に、Formsでアンケート形式による研修を実施し、理解を深めた | 全教職員を対象に教職員向けの「いじめ理解度チェック」を実施し理解を深めた。回答率は100%であった。 | |
| 2 | 定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。 | 2ヶ月に1度、会議を開催し、情報共有を行うとともに、臨時で2回開催した。 | 引き続き定期的に開催する。 | |
| 3 | 機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。 | 教職員を対象に、Formsでアンケート形式による研修を実施した | 全教職員を対象に教職員向けの「いじめ理解度チェック」を実施し理解を深めた。回答率は100%であった。 | |
| 4 | 学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。 | 全教職員に高専機構のいじめ防止等研修動画の視聴案内をする際、ホームページに掲載していることを周知した。 https://www.akashi.ac.jp/life/ijimeboushi.html | ホームページに掲載し、全教職員に内容を確認するようメールで周知した。 | |
| 5 | いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。 | 全教職員に高専機構のいじめ防止等研修動画の視聴案内をする際、ホームページに掲載していることを周知した。 https://www.akashi.ac.jp/life/ijimeboushi.html | いじめ防止プログラムをホームページに掲載し、全教職員に内容を確認するようメールで周知した。 | |
| 6 | いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合には、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。 | 全学科全学年の担任と学科長・系長で構成する「担任会議」及び「学生相談室会議」により、把握したいじめの情報を共有している。 | 引き続き「担任会議」及び「学生相談室会議」により把握したいじめの情報を「いじめ対策委員会」に報告する。 | |
| 7 | 機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。 | いじめ防止等基本計画に重大事態の定義や役割が明記されており、周知されている。 | ホームページに掲載し、全教職員に内容を確認するようメールで周知した。 | |
| 8 | いじめの事案について、学生の事態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。 | いじめ対策委員会及び全学科全学年で構成する「担任会議」及び学生相談室会議により情報を共有している。 | 引き続き「担任会議」及び「学生相談室会議」により情報共有を行う。 | |
| 9 | 令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。 | 令和4年度の取組を基に、令和5年度の実施計画に反映した。 | 年度末に点検を実施し、必要に応じて改正する。 | 令和6年2月 |
| 10 | 学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。 | 6月の高専生活アンケート、4月及び1月に実施した全学生面談、10月にいじめ・ハラスメントに関するアンケートを実施し、いじめ情報をいじめ対策委員会と共有した。 | 4月に担任による全学生個別面談、6月に高専生活アンケート、11月にいじめアンケートを実施し、学生相談室・いじめ対策委員会と報告している。1月にも担任による全学生個別面談を実施している。 | |
| 11 | 「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。 | スクールカウンセラーと連携している。スクールカウンセラーの情報は、担任会議や学生相談室会議で共有している。 | 引き続きスクールカウンセラーの情報を担任会議や学生相談室会議で共有している。 | |
| 12 | 機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。 | いじめ理解度チェック及びいじめ・ハラスメントに関するアンケートを実施している。 | インターネットトラブル講演、人権講演、性教育講演でいじめの話題に触れるとともに、いじめ・ハラスメントアンケート時に、いじめ理解度チェックを実施している。 | |
| 13 | どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。 | いじめ理解度チェック及びいじめ・ハラスメントに関するアンケートを実施している。 | いじめ・ハラスメントアンケート時に、いじめ理解度チェックを実施している。 | |
| 14 | 学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。 | 学生会と相談し、R5年度から学生会が企画するいじめ防止啓発事業を実施することとした。 | 学生会アカウントでInstagramのストーリー機能を用いて、いじめについて考えるきっかけとなるストーリーを作成した。 | |
| 15 | 学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。 | ホームページで周知している。 https://www.akashi.ac.jp/life/ijimeboushi.html | 引き続き、ホームページで周知する。 | |
| 16 | いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。 | いじめ防止等基本計画にいじめ事案への取組を明記しており、事案の際には伝えている。 | 被害・加害の双方の保護者に対して、解決に向けた対応方針を伝えている。 | |
| 17 | 外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。 | 3月に開催した有識者懇談会において、本校のいじめ対策について説明し、ご意見をいただいた。 | 有識者会議にて本校の取組を説明する予定にしている。 | 令和6年3月 |
| 18 | いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。 | 犯罪行為に該当する場合は、直ちに警察と連携している。 | 引き続き、犯罪行為に該当する場合は、直ちに警察と連携する。 | |